

「銀行取引約款集（銀行代理店用）」の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、2024年3月18日付で「銀行取引約款集（銀行代理店用）」を以下の通り改定いたします。

1. 改定理由

＜銀行取引共通約款（銀行代理店用）＞

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の2024年4月1日の施行により、お客様から当社に対し、個人番号を利用した預金口座の管理に係るお申し出ができるようになることを踏まえ、当社におけるお申し出の手続きを明示するもの。

＜《野村 Web ローン》約款＞

約款所定の事由に基づいて担保有価証券に係る根質権を実行する場合において、担保有価証券の売却の方法としてブロックトレードを行うことがあることを明示するもの。

2. 改定内容

以下の新旧対照表の通りです。

銀行取引約款集（銀行代理店用） 新旧対照表

2024年3月18日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>＜銀行取引共通約款（銀行代理店用）＞ 第6章 雑則 第23条の3 口座管理法に基づく申出 <u>2024年4月1日以降、お客様は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律</u></p>	<p>＜銀行取引共通約款（銀行代理店用）＞ 第6章 雑則 新設のため該当なし</p>

(本約款において、「口座管理法」といいます) 第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます)の利用による預金口座の管理を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、銀行代理店である野村證券のバンキングサービスサポートダイヤル(電話0120-65-0109)へご連絡ください。

(1) 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

(2) お客様の個人番号は、所得税法の規定による支払に関する調書の提出、生活保護法の規定による報告、預金保険法の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。

<《野村 Web ローン》約款>

第7条 元利金の計算方法及び徴収方法

(7) 前項による入金がなく、利息の徴収ができなかったときは、本ローン契約が終了するものとします。この場合、当社は、直ちに根質権を実行して担保有価証券を取得した上で、当社所定の基準、時期、方法(市場での売却のほか、野村證券を含む証券会社に対する一括の取引(以下、「ブロックトレード」といいます。))によって売却する方法を含みます

<《野村 Web ローン》約款>

第7条 元利金の計算方法及び徴収方法

(7) 前項による入金がなく、利息の徴収ができなかったときは、本ローン契約が終了するものとします。この場合、当社は、直ちに根質権を実行して担保有価証券を取得した上で、当社所定の基準、時期、方法、価格により当該担保有価証券を当該お客様名義の口座において売却し、その取得金から諸費用を差引いた残額を債務の弁済に充当

が、これに限りません。)、価格により当該担保有価証券を当該お客様名義の口座において、または当社名義の口座に移管した上で売却し、その取得金から諸費用を差引いた残額を債務の弁済に充当できるものとします。取得金を充当した後、なお残債務がある場合、お客様は直ちにこれを弁済し、取得金に余剰が生じた場合には当社はこれを返済用口座に入金することによりお客様に返還するものとします。

第 10 条 担保充足率不足による担保権の実行

(3) 契約期間中に担保充足率が 70% を下回った場合 (以下、「期中返済条項の適用」といいます) には、お客様の信用状態またはお客様による貸越金の返済及び返済の意思の有無にかかわらず、お客様は期限の利益を喪失するものとします。この場合当社は、直ちに根質権を実行し野村証券のお客様名義の口座に保護預り等されている担保有価証券を取得した上で、担保充足率が 70% を下回った当該日の翌々営業日 10 時までに担保処分の有無を決定して、売却処分を決定後直ちに当社所定の基準、時期、方法 (市場での売却のほか、野村証券を含む証券会社に対するブロックトレードによって売却する方法を含みますが、これに限りません。)、価格により当該担保有価証券を当該お客様名義の口座において、または当社名義の口座に移管した上で売却し、その取得金から諸費用を差引いた残額を債務の弁済に充当できるものとします。

できるもの

とします。取得金を充当した後、なお残債務がある場合、お客様は直ちにこれを弁済し、取得金に余剰が生じた場合には当社はこれを返済用口座に入金することによりお客様に返還するものとします。

第 10 条 担保充足率不足による担保権の実行

(3) 契約期間中に担保充足率が 70% を下回った場合 (以下、「期中返済条項の適用」といいます) には、お客様の信用状態またはお客様による貸越金の返済及び返済の意思の有無にかかわらず、お客様は期限の利益を喪失するものとします。この場合当社は、直ちに根質権を実行し野村証券のお客様名義の口座に保護預り等されている担保有価証券を取得した上で、担保充足率が 70% を下回った当該日の翌々営業日 10 時までに担保処分の有無を決定して、売却処分を決定後直ちに当社所定の基準、時期、方法、価格により当該担保有価証券を当該お客様名義の口座において売却し、その取得金から諸費用を差引いた残額を債務の弁済に充当できるものとします。取得金を充当した後なお残債務がある場合、お客様は直ちにこれを弁済し、取得金に余剰が生じた場合、当社はこれを返済用口座に入金することによりお客様に返還するもの

取得金を充当した後なお残債務がある場合、お客様は直ちにこれを弁済し、取得金に余剰が生じた場合、当社はこれを返済用口座に入金することによりお客様に返還するものとします。この場合、当該売却に関し野村証券からお客様に対し当該売却に係る取引報告書等の書類が送付されるほか、野村証券との取引におけるお客様の勘定上に当該売却の事実等が記録されます。

(9) お客様は、本ローン契約に基づく、ブロックトレードを含む担保有価証券に対する一切の処分については、当社及び野村証券に対して異議を述べず、これによって生じた損害につき当社及び野村証券に対して損害賠償の請求を含む一切の請求をしないものとします（本約款に基づく担保有価証券の処分について同様とします）。

第 15 条 担保権の実行

(1) お客様が期限の利益を喪失した場合は、当社からの催告その他の手続きを要さず、また法定の手続きによらずに、当社は、第 7 条 (7) 及び第 10 条 (3) に準じて担保有価証券を売却し処分するものとします。但し、根質権の実行にあたり、担保有価証券をお客様名義の口座において売却することが適当でないと当社または野村証券が判断したときは、他に適当と認める方法により根質権を実行することができるものとします。

(2) お客様は、本約款に基づき当社が行う、ブロックトレードを含む担保有価証券に対する一切の処分につい

とします。この場合、当該売却に関し野村証券からお客様に対し当該売却に係る取引報告書等の書類が送付されるほか、野村証券との取引におけるお客様の勘定上に当該売却の事実等が記録されます。

(9) お客様は、本ローン契約に基づく担保有価証券に対する一切の処分については、当社及び野村証券に対して異議を述べず、これによって生じた損害につき当社及び野村証券に対して損害賠償の請求を含む一切の請求をしないものとします（本約款に基づく担保有価証券の処分について同様とします）。

第 15 条 担保権の実行

お客様が期限の利益を喪失した場合は、当社からの催告その他の手続きを要さず、また法定の手続きによらずに、当社は、第 7 条 (7) 及び第 10 条 (3) に準じて担保有価証券を売却し処分するものとします。但し、根質権の実行にあたり、担保有価証券をお客様名義の口座において売却することが適当でないと当社または野村証券が判断したときは、他に適当と認める方法により根質権を実行することができるものとします。

(新設)

て、当社及び野村証券に対して異議を
述べて、これによって生じた損害につ
き当社及び野村証券に対して損害賠償
の請求を含む一切の請求をしないもの
とします。